

広島県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	業務の種類	廃止年月日
山根 誠	廿日市市串戸三丁目一九番四三号	あん摩・マッサージ	平成三〇年六月三日
山根 誠	廿日市市串戸三丁目一九番四三号	はり・きゅう	平成三〇年六月三日
廣中 貴志	広島市西区庚午南一丁目三番四一A一〇三号	はり・きゅう	平成二九年三月三日